

## 平成28年度経営計画

### 1. 経営方針

#### (1) 業務環境

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興へ向けた取り組みが続く下で、公共投資は、高水準ながら除染作業の進展等に伴い減少傾向であり、住宅投資は、被災住宅の建て替え等により高い水準で推移しています。個人消費は、雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかに持ち直しつつあり、県内景気は、全体としては緩やかに回復している状況ですが、地域間、業種間、企業間に差が生じています。

地域別では、中通り地域やいわき地域は復興需要が続いていますが、今後除染作業の減少に伴い、建設業関連の活況も次第に落ち着くと見込まれます。会津地域は少子高齢化、若い労働力の県外流出で人口減少が急速に進行しており、風評の影響も根強く、景況回復・向上の動きが弱くなっています。原子力災害による避難指示区域が多かった相双地域においては、徐々に避難指示解除の動きが広まっているものの、住民帰還の動きが鈍い等の問題が顕在化しており、また帰還困難区域は未だ先が見通せないなど厳しい面もあり、人口・経済回復には時間を要する状況であります。

#### (2) 業務運営方針

このような状況の中、当協会は、資金繰り支援や中小企業の課題解決に向けた業務推進を行い、利用企業者数の減少や条件変更高止まりの状況への対応と復興段階に応じた適切な支援及び行政や関係機関との連携強化を図ることを重点として、一層の金融と経営の一体的支援に積極的に取り組むこととします。また、国で検討を進めている信用保証制度の見直しについては、その動向を注視していきます。

「保証部門」については、引き続き、震災関連保証制度を活用し、積極的かつ柔軟な対応を行い、復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援に努めます。特に事業再開する企業、課題を抱えている企業の支援に力を入れます。

創業保証については、県制度の条件拡充が行われたことから、さらに利用推進し、市町村に対しても「創業枠」の新設を要請していきます。企業訪問時には「協会利用のメリット」をPRし、ニーズにあった保証の提案に努めます。金融機関向けには「新規企業キャンペーン」等各種キャンペーンを実施するとともに「保証業務研修会」を開催します。その他関係機関とも連携を強化し、保証協会の周知と利用企業の拡大を図ります。さらに、経営力強化保証など政策保証を推進し、県内企業の経営力の強化に努めます。

「期中管理部門」については、東日本大震災や原子力災害の影響から脱していない中小企業者の二重債務問題の解消や外的環境の変化に伴い資金繰り・業績悪化が懸念される中小企業者の経営改善に取り組みます。

また、中小企業金融円滑化法施行後、高止まりしている条件変更先の経営改善や正常化に取り組むと共に、延滞先・事故先に対し迅速で適切な対応を行い、代位弁済の抑制に努めます。さらに、県内中小企業者の休・廃業が進んでいるため、創業者の支援を一層強化し、地域経済に活力を与える取り組みを進める必要があります。

これらの取り組みは、金融機関をはじめとする中小企業支援機関と引き続き連携強化を図り、中小企業者に対する支援を推し進めます。

「回収部門」については、東日本大震災や原子力災害から5年が経過していますが、引き続き被災者の情報収集を行い、実態に合った折衝・柔軟な対応に努めます。

また、回収の早期着手により回収の最大化を図り、サービサーについては、進捗状況の把握と綿密な連携により有効活用を図ります。さらに、「経営者保証に関するガイドライン」などの公的施策については、その趣旨に即した対応に努めます。

「コンプライアンス部門」については、法令等遵守の推進、個人情報漏えい防止の徹底を図ります。

また、反社会的勢力に対しては、データベースの適正活用等により対応を強化し不正利用や詐欺的行為の未然防止を図ります。さらに、災害時の体制強化を図るべく事業継続計画（BCP）の制定に向けた検討作業に取り組みます。

「その他間接部門」については、次期システムの平成29年1月の本稼動に向け、移行作業に取り組み、リスク管理を徹底し、稼動後の円滑な運用に努めます。

また、各部門の諸施策を遂行するために、中小企業診断士の養成の他、外部研修やOJTにより多様なニーズに応えられる職員の育成に努めます。さらに、企業の利便性向上や利用者拡大に繋げるため、広報手法の見直しを行い、協会認知度を高めるとともにアピール力の向上に努めます。

## 2. 重点課題

### 【保証部門】

#### ① 復興段階に応じた保証の推進

- ・事業再開する企業を含め、個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援に努め、震災関連保証制度等の推進に取り組みます。特に事業再開する企業に対しては、関係機関とも連携して積極的に支援します。

- ・「ふくしま復興特別資金」のメリットをPRし、借換保証の提案を行う等、引き続き推進を図り、中小企業の資金繰り改善に取り組みます。なお、同制度の継続のために福島県への要請活動にも取り組みます。
- ・今回新たに創設する協会制度「設備応援特別保証」により中小企業の設備投資を後押しします。本制度は保証期間20年以内とし、協会独自に保証料率を0.1%割引します。
- ・「特別追認」での借換保証や、企業のニーズに合わせ「ふくしま産業育成資金」や「県信用組合資金」等の推進等でバランス良い保証推進を行います。

## ② 利用企業の拡大

- ・「県起業家支援保証」に国の創業関連保証枠が新設される事に合わせて、協会でも独自に保証料率を0.1%割引し、さらに利用拡大を図ります。市町村に対しても「創業枠」の新設を要請し起業家及び創業者の利用向上を図ります。
- ・平成27年10月から対象事業者に加えられたNPO法人への保証取り扱いを積極的に推進します。
- ・多様な企業の資金ニーズに応じていくため、新たに継続型短期保証の創設を検討します。
- ・商工団体や税理士会・関係団体との連携を密にし、会合等には積極的に出席して「協会利用のメリット」をPRし、保証協会の周知を図りながら利用推進します。
- ・企業訪問の際は「協会利用のメリット」や、保証制度等を簡潔にまとめた「信用保証ミニガイド」によるPRと企業の資金ニーズにあった保証を提案し、利用向上を図ります。
- ・「新規保証キャンペーン」の他、各種キャンペーンを継続させ、利用企業数・利用金額の向上を図ります。
- ・県内金融機関の若手行員を対象とした「保証業務研修会」を実施し、保証制度の理解、習得を通して金融機関からの利用拡大を図ります。

## ③ 政策保証の推進

- ・「経営力強化保証」を活用した金融と経営の一体的支援を図り、県内企業の経営力の強化に努めます。特に「県経営力強化保証」は保証料率が低いなど、利用のメリットをわかりやすくPRするとともに、昨年度新設した「経営力強化保証キャンペーン」も継続して実施し、積極的に利用推進します。
- ・市町村制度資金については、引き続き制度の拡充等を要請していきます。
- ・「経営者保証ガイドライン対応保証制度」については各種会議・保証月報等で制度の概要・取扱いの注意点等を説明し周知に努め、金融の円滑化に取り組みます。

## 【 期中管理部門 】

### ① 創業支援の強化

- ・日本政策金融公庫等との連携により「創業相談会」を開催し、セミナーによる起業マインドの醸成や個別相談による課題解決の支援等に取り組みます。また、創業間もない中小企業者には、企業訪問や「外部専門家派遣事業」等により、開業後のフォローアップを積極的に行い、経営の安定化に向けた支援を実施します。
- ・関係機関との連携を強化し、商工会議所等が主催する「創業塾」に講師として参加するなど、創業希望者の支援・育成に努めます。

### ② 期中支援の強化

- ・外的環境の変化により資金繰り・業績悪化が懸念される中小企業者には、必要に応じ「外部専門家派遣事業」や「経営改善計画策定支援事業」等を活用しつつ、経営改善の支援に積極的に取り組みます。
- ・中小企業金融円滑化法施行後、返済緩和の条件変更を繰り返している中小企業者には、「経営安定化支援事業」を活用し、「外部専門家派遣事業」などにより抜本的な経営改善や借換等による返済正常化の促進を積極的に支援します。また、「経営サポート会議」を活用して、金融機関等関係者との連携を密にして、速やかな経営改善の実施に繋がります。
- ・保証利用率の高い大口保証先の実態把握に努めると共に、経営改善支援の必要な先に対し企業訪問を行う等、経営支援に努めます。
- ・延滞先や事故先には、早期着手による正常化に取り組むと共に、必要により関係機関と連携し経営改善に取り組みます。
- ・経営課題を抱える中小企業者のため、「経営相談会」や「夜間相談会」を開催するなど、「顔の見える協会」として常に開かれた相談体制を構築し、経営課題解決の支援を行います。
- ・「セーフティネット5号保証」、「ふくしま復興特別資金」、「経営力強化保証」や「経営改善サポート保証」の保証利用先に対するモニタリングを継続実施して、業況確認を行い、必要に応じて経営支援を行います。
- ・「M c S S」経営診断の情報提供を行い、中小企業者の経営力向上を図ります。

### ③ 再生支援の強化

- ・東日本大震災や原子力災害に伴う既存顧客の喪失や風評被害等により震災の影響から脱していない中小企業者の再生を図るため、「福島産業復興機構」・「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、「二重債務問題」解消に引き続き積極的に取り組みます。

- ・経営再建の見通しのある中小企業者には、「福島県中小企業再生支援協議会」・「地域経済活性化支援機構」等と連携し、再生支援に取り組みます。
- ・再生支援を行った企業には、金融機関、支援機構等と連携し、モニタリングによるフォローアップ等、継続的な経営改善の後押しを重点的に実施します。

#### ④ 連携支援の強化

- ・「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を福島県と共催し、構成員(金融機関等)との連携を強化します。
- ・「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」の構成機関として、地方公共団体、中小企業支援機関(商工会議所・商工会等)、中小企業診断協会や税理士会等との連携や情報交換を密にし、中小企業者に対する支援策の充実や効果的な活用を図ります。

### 【 回収部門 】

#### ① 被災者への対応

被災者に対しては情報収集に努め、実態に合った弁済折衝により回収の底上げを図るなど、引き続き被災者に寄り添ったきめ細やかな対応と継続した折衝により回収促進を図ります。

#### ② 早期回収の着手

無担保求償権や第三者保証人のいない求償権が増加しており、期中管理段階から資産・所得等の情報取得に努めると共に、代位弁済前の折衝時から回収担当者も面談に同席し、スムーズなリレーにより代位弁済後速やかに弁済計画の確認、弁済誓約書の徴求を行うことで定期回収の底上げを図ります。

#### ③ 実情に即した適切な回収方針

事業継続先と休業先・廃業先など求償権先の事業実態や債務者・保証人の現況等を把握し、減免完済や一時金弁済による保証免除等により一括弁済の促進を図り、事業継続先については経営支援室と連携し「求償権消滅保証」などの支援により回収の最大化を図ります。

#### ④ サービサーの有効活用

通常業務の他、協会とサービサーの合同会議や担当者の出向打合せを通して、サービサーにおける求償権回収の進捗状況の把握と情報共有に努め、綿密な連携により共同で回収促進を図ります。

また、県外へ避難している被災者や移住している関係人の実態把握や折衝を図るために、サービサーの利用推進を図ります。

## 【 コンプライアンス部門 】

- ① 法令等遵守の推進
  - ・コンプライアンス・プログラムを策定して、コンプライアンス態勢の周知徹底を図ります。
  - ・プログラムの実施により継続して法令等の遵守に努めるとともに、実施状況の検証を行い必要な改善に取り組みます。
- ② 個人情報漏えい防止など情報セキュリティ態勢の確立
  - ・会議・研修等において、個人情報漏えい防止のための対策と個人情報保護法やマイナンバー法の遵守に関して周知徹底を図ります。
  - ・システム移行については、移行推進本部が中心となり情報セキュリティ態勢を整備するとともに、ヒューマンエラー等の未然防止のため、リスク管理の徹底を図ります。
- ③ 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止
  - ・データベースの適正活用等を図ります。
  - ・発生事案の検証と適切なフィードバックを行います。
  - ・警察等関係機関との連携を強化します。
- ④ 災害時における事業継続のための体制強化
  - ・事業継続計画（BCP）の制定に向けた検討作業に取り組みます。

## 【 その他間接部門 】

- ① 次期システムの移行作業及び本稼動に向けた対応
  - 平成29年1月の次期システム移行については、移行推進本部を中心に役職員一丸となって移行スケジュール管理及びリスク管理の徹底を図ります。また、本稼動後のシステムの円滑な運用に努めます。
- ② 現行共同化システムの安定稼動とシステム開発の円滑な対応
  - 現行システムの信頼性確保と安定稼動に向け、システム開発の依頼先並びに同一ユーザー協会との情報の共有化を図り、システムの円滑な運用に努めます。
- ③ 人材の育成
  - 中小企業診断士の養成の他、階層別・課題別など目的に応じた全国信用保証協会連合会主催による研修、若手職員の育成に重点を置いたOJTにより多様なニーズに応えられる職員の育成に取り組みます。

④ 財政基盤の強化

- ・ 中小企業者に対して様々な信用保証を通じた金融支援や創業支援、経営支援、回収の強化などに取り組み、財政基盤の強化に努めます。さらにそれら取り組みの充実・拡充を図って行くために、国及び福島県に対して補助金等の増額や損失補償制度の充実などの財政支援について継続して要望していきます。

⑤ 情報発信力の強化

- ・ 職員一人一人が広報マンとして、実地調査等を通して企業や金融機関に出向き、フェースツーフェースで協会事業をPRします。
- ・ 月報やホームページなど既存の広報手段の見直しやリニューアルに取り組みます。
- ・ ラジオ、新聞などのメディアを活用した広報活動に取り組みます。
- ・ 創業者、中小企業者、税理士や商工関係団体等への説明会用資料の見直しを図り、職員に講演会や説明会への参加を促し、協会利用のメリットなどの広報に努めます。
- ・ 協会支援メニューの周知について各課と連携し広報に取り組みます。

### 3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比
保証承諾	110,000	91.7%
保証債務残高	340,000	91.9%
保証債務平均残高	350,000	90.9%
代位弁済	6,000	120.0%
実際回収	1,300	86.7%